

1 保存(保存管理)

1) 史跡指定地内

【現状】

昭和39年(1964)に第1次史跡指定、同51年(1976)に第2次指定がおこなわれた後、同54年(1979)2月22日付けで、大阪市が史跡難波宮跡を管理すべき公共団体として指定され、それ以降は大阪市教育委員会が主体となり管理を実施してきた。

同45年(1970)には学識経験者からなる難波宮址顕彰会整備計画小委員会および同幹事会が結成され、大極殿院地区の整備基本計画の検討がなされた。その計画にそって、翌46年(1971)より第1次整備事業として大極殿院が整備され、大極殿基壇の復元等がおこなわれた。その後、同56年(1981)には前記の整備計画小委員会を発展させた難波宮跡整備計画委員会および同専門委員会が結成され、南部ブロック全体の環境整備事業の基本計画が検討され、その計画にそって南部ブロックが整備された。

平成12・13年度には大阪歴史博物館とNHK大阪放送会館の開館にあわせて、西部ブロックの整備がおこなわれた。

平成13年度以降は、史跡の管理を大阪市ゆとりとみどり振興局(現、経済戦略局)が担当することとなり、それ以後は教育委員会、建設局を含めた3局が共同で、難波宮跡の保存活用事業をおこなっている。

一方、観光事業を含めたより広い観点から史跡の保存、整備、活用事業を実施するために、平成26年度以降は大阪府(都市整備部、府民文化部、教育庁)が加わり、市と共同で事業の検討をすすめている。

史跡指定地内における史跡保存の基本的な方針は、以下のとおりである。

史跡内においては建築物等の新築は認めず、史跡としての環境整備事業を目的とした遺構表示や施設設置工事、および公園としての便益施設等の設置は認める。



図44 南部ブロックの遺構表示

その際、設置工事等による地下掘削は、表土層で留まる範囲内とし、地下遺構(難波宮期の遺構面上層にある中・近世の遺構面も含めて)へ影響を及ぼさないこととしている。

史跡指定地のうち公有化されている箇所についての日常管理は大阪市経済戦略局がおこない、未公有化の敷地については、土地所有者がおこなっている。

【課題】

難波宮跡は大阪市の中心部に位置することから地価が高額であり、史跡指定地の買い上げがすすまず、未買収の敷地が少なからず残っている。特に北部ブロックに顕著であり、同ブロックの環境整備が未着手であることの原因にもなっている。

日常管理は大阪府がおこなっているが、整備、活用事業等の担当が多部局に分かれているため、責任の所在の明確化、意思統一に時間を要するといった課題がある。

近年は予算削減等の理由により、新規の環境整備事業がすすんでいない。公開、活用にあたって、便所、公園灯などの便益施設も老朽化しており、また園内の解説板も最新情報を記したものに更新が必要である。

2) 史跡指定地外

【現状】

昭和50年(1975)の文化財保護法改正以降、埋蔵文化財の事前届出制度が確立され、史跡指定地外での発掘調査が増加した。これらは民間事業者による開発行為に伴う場合が多く、これらの調査によって発見された難波宮期の遺構は、土地所有者等と協議し、遺構保存の協力を求め、建築計画(建築配置の移動、基礎構造の変更等)の変更等により、遺構の保存をできるかぎり図ってきた。さらに遺構表示や解説板等の設置についても協力を求めている。まとまった遺構が発見された箇所については、条件の整った箇所から史跡に追加指定し、公有化を図っている。これらの敷地の日常管理は土地、建物の所有者、管理者によりおこなわれている。

【課題】

これらの重要遺構が発見された敷地は個人所有のものがほとんどである。遺構を保存するために建築計画を変更し、また遺構表示等をおこなうためには多額の費用を要することになり、そのため理解を求めることは容易ではない。史跡指定をおこない、公有化を図ることが最良であるが、予算等の関係で困難な場合がほとんどである。

これらの敷地は小規模なものが多く、また史跡周辺に分散していることから、相互の関連性等を理解しにくく、見学会等で活用されることが少ない。難波宮の全体像を理解するためにも、パンフレット、ホームページ等で積極的に紹介し、普及啓発を図ることが望まれる。

2 活用

1) 史跡指定地内

【現状】

史跡指定地のうち、昭和46年(1971)から継続して環境整備事業を実施している南部ブロックは、同51年度までに大極殿院の整備が終了し、その後も引き続き朝堂院の遺構表示と、照明、給排水、便所等の便益施設の設置、および周辺部の植樹等の整備がおこなわれ、一般に公開されている。南部ブロックは都心部に保存された広がりのあるオープンスペースとして貴重であり、日常的な憩いの場として、また、難波宮の歴史を体験する場として多くの来訪者に利用されている。近隣の市町村から、小中学生の団体が大阪歴史博物館の見学とセットで利用するケースも多い。一方、都心部にある広いオープンスペースとして貴重であるため、中央区民まつりなど多くの催事、イベントの会場として(特に春・秋期の休祭日を中心に)広く利用されている。

平成13年(2001)に西部ブロックの北隣接部に大阪歴史博物館が開館して、難波宮跡のサイトミュージアム(遺跡博物館)として、多くの入館者に難波宮跡に関するさまざまな情報(学問的重要性、遺跡保存の歴史、史跡整備の経過等)について周知することができている。また同館の地下には前期難波宮の「難波大蔵」とされる高床式建物群とそれを区画する塀などの遺構が保存されている。これらの一部は学芸員、ボランティアの解説で実物を見学できる。また同館の10階展示室から史跡の全域を見渡すことができ、難波宮についての周知、普及に大きな役割を果たしている。敷地内には法円坂遺跡の5世紀倉庫1棟が現位置に復元されており、内部も公開されている。西部ブロックは大阪歴史博物館、NHK大阪放送会館の前庭空間としての性格があり、また大阪城へのアクセス空間にもなっていることから、これらの利用者が憩える施設を設置し、同時に難波宮や5世紀倉庫群の歴史を理解することができるような整備をおこなっている。

北部ブロックは、旧NHK大阪放送局



図45 南部ブロックは市民の憩いの場として利用されている



図46 南部ブロックでおこなわれた四天王寺ワッソ



図47 大阪歴史博物館10階展示室より難波宮跡北部および南部ブロックを望む

敷地は用地交換等により大阪市有地となっている。旧大阪府農林会館敷地は大阪市により買収がおこなわれ、またNTT西日本敷地のうち一部が用地交換により大阪市の所有となっているが、その他の敷地は公有化がおこなわれておらず、環境整備事業等は未実施である。

【課題】

南部ブロックの南半分は現状では整備は完了しておらず、また南西部の旧日本赤十字社用地と東側隣接部の旧大阪市住宅供給公社用地(第5次指定地)は、公有化はおこなわれているが環境整備事業は未実施である。その東側の平成25年度に追加指定された用地は、近年中に公有化がおこなわれる予定である。南部ブロックの遺構表示手法として、後述のように前・後2時期の宮殿遺構の両者を同一平面(地表面)に表示している。これは難波宮の歴史にとって両者がともに重要なものであり、片方のみの遺構表示とすることは妥当でないとの判断によるものである。そのため両者の表示方法を異なった手法とすることで、その違いを視覚的に認識できるように考えた。ただし隣接する大阪歴史博物館の10階展示室から望めば両者の違いを理解することは可能であるが、史跡部分において大極殿復元基壇上(地上2.4m)から望む程度では、一般の見学者が両者の違いを認識することは困難である。そのため現地にも難波宮跡の全体像を理解し、臨場感を持ってそのスケール感を体感するといった効果は期待できないという点が課題となっている。

朝堂院エリアについては、昭和51年度以降、遺構表示等の環境整備事業をおこなっているが、後期難波宮については、朝堂の数を12堂として表示している。これは当時の学問的水準として、奈良時代の朝堂院の数は12堂であると考えられていたこと、遺構の保存のためには発掘調査はできるだけおこなわないようにするといった方針によりとられたものである。しかし、その後におこなわれた調査によって、後期朝堂の数は8堂であることが明らかとなったことから、今後、南部ブロック南半分の整

備をおこなう時に修正をする必要がある。

近隣住民による憩いの場としての利用がおこなわれている反面、整備がすすんでいないために来場者の数は多くない。大阪歴史博物館の展示室から史跡の全域が望見できることにより、同館のオープン後は、展示を見学した後に史跡部分まで足を運ばないといった状況が見受けられる。大阪城公園との一体的な利用もすすんでいないのが現状である。



図48 西部ブロック整備状況(西より)

西部ブロックは平成13年度に整備工事が完了し、市民に公開されている。大阪歴史博物館、NHK大阪放送会館の前庭空間として多くの人が利用することから、通過時等の安全面を考慮して、敷地中央部分については、建物の遺構表示手法として、地上に凹凸を付けるとか、柱位置を露出するといったことはせず、地表面に平面的に示すこととした。それにより安全に利用しやすくなっているが、地上に立った位置からは遺構表示を認識しにくいという問題がある。



図49 北部ブロックの現状(西より)

5世紀復元建物は特に屋根部分に傷みが見受けられ、また敷地縁辺部の休憩施設は木製であり、植栽とあわせて継続したメンテナンスが必要である。地下鉄駅が敷地南端部にあり多くの人が利用しているが、西部ブロックが大阪城やNHK大阪放送会館への通過経路となっている感は否定できない。難波宮跡への導入部という立地を活かした活用が求められる。難波宮跡のサイトミュージアムである大阪歴史博物館との連携にも工夫が必要である。現状では、博物館を退館後に史跡部分に足を運ぶことが少なくなっている傾向がみられる。

北部ブロックは史跡指定はおこなっているが公有化が未実施の敷地が多く、環境整備事業はおこなわれていない。整備活用の方針を決定し、整備事業をすすめる必要がある。

2) 史跡指定地外

【宮域内で発見された重要遺構の活用－現状と課題】

史跡指定地の周辺地区でも、多くの重要遺構が発見されているが、これらは民間による開発行為の事前調査としておこなわれた発掘調査によって発見されたものが多い。先述のように、史跡への追加

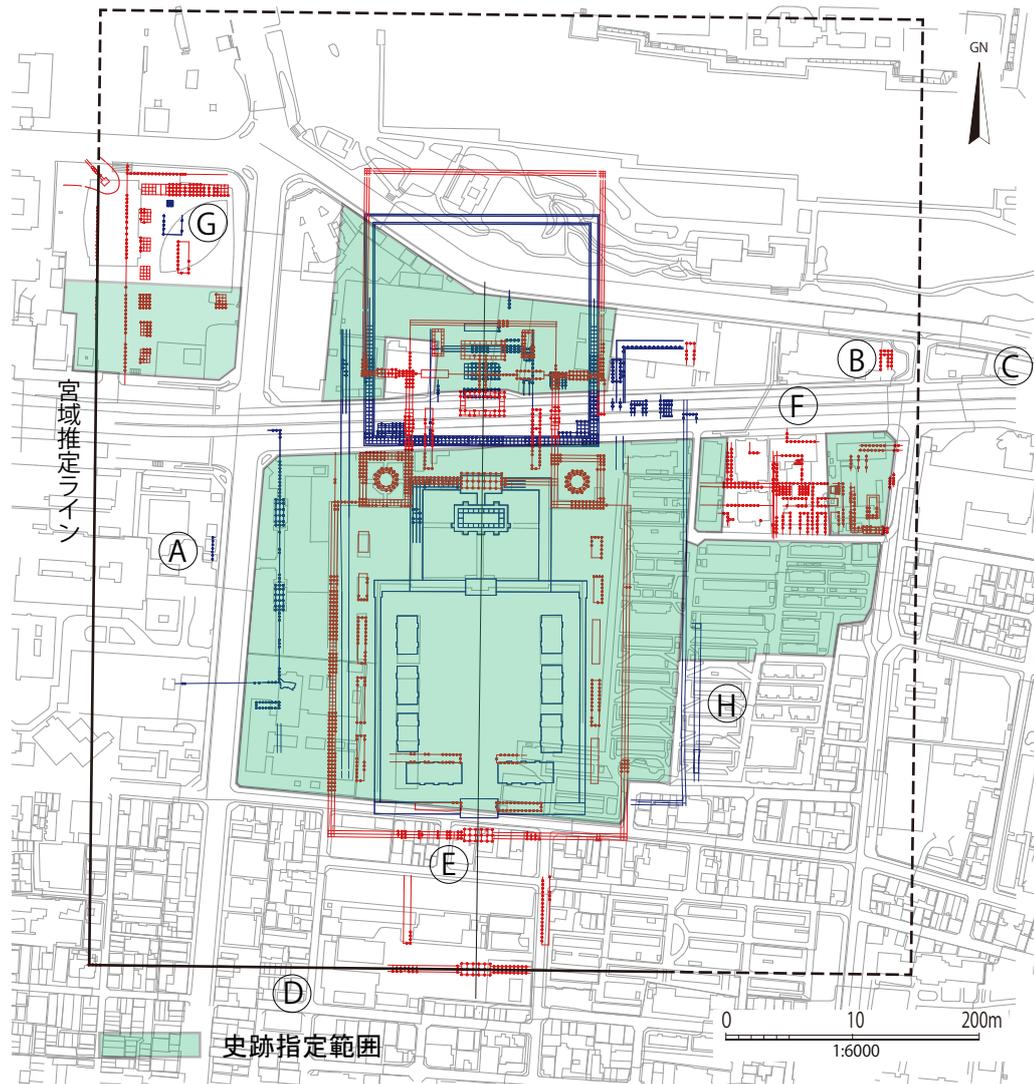


図50 宮域内で発見された重要遺構(図中のアルファベットは本文に対応)

指定がおこなわれた箇所もあり、その他の箇所についても今後追加指定を目指すべきであるが、困難なものがほとんどである。これらは小面積による調査が多く、発見された遺構についても断片的なものが多い。継続した調査によって、周辺地区での成果を総合することによって、ある程度相互の関連性を類推することも可能となることはあるが、それらの詳細や全体像は明らかにできない場合が通常である。朝堂院西側(国立大阪病院敷地内)で発見された建物遺構(A)、東方官衙地区の東北部で発見された庇付き建物跡(B)や斜めの方向をむいた総柱建物(C)、朝堂院西南部一帯で発見されている複数の掘立柱建物(D)など、その時期や性格などは明らかでない。しかし、各地の宮殿遺跡の調査研究がすすんだことにより、古代の宮殿にはある程度共通する規則的な殿舎配置の特徴があることがわかっている。難波宮跡についても史跡指定地の周辺で見つかった遺構のうち特定のものについては、その性格を明らかにできた場合がある。朱雀門・朝集殿地区の遺構などはその代表的なものである。そのほかにも史跡周辺部で発見された遺構については、事業主の理解を得て遺構を保存すること

ができた例がある。建物位置や地下構造の形態を変更し遺構に影響がでないようにしたものであるが、さらに協力を求め、発見された遺構を地表面に表示した箇所も複数ある。前期朝堂院南門(㊦)、東方官衙地区(㊧)、その東北部の庇付建物遺構(㊨)、内裏西方倉庫群(㊩)、朝堂院東側地区(大阪市住宅供給公社敷地)(㊪)などである。事前調査後に建設された建物内に展示施設を設置し、出土遺物が一般に公開されているところも複数存在する。今後も発掘調査で難波宮関連の遺構が発見された場合には保存の協力を求めるとともに、遺構の表示、解説板の設置等についても理解を求めることが必要である。一方、近年の調査研究により明らかにされつつある宮域の範囲についても、可能などころから、解説板等によって市民にわかりやすく示す等の対応が望まれる。解説板の種類、形態等については、設置場所の特徴、条件等を考慮に入れて有効な方法を検討すべきである。

これらの遺構保存地区や解説板の設置箇

所等についてはパンフレット等により市民に周知し、見学会等の開催をおこなうなど、史跡公園部分と連携した積極的な活用を図ることが必要である。

【宮域外で発見された難波宮跡関連遺構の活用－現状と課題】

これまでに継続しておこなわれた発掘調査により、難波宮の宮域がほぼ明らかとなった。そしてその範囲内で発見された重要遺構は、今後、保存と活用を図ることが必要であることを述べた。一方、宮域外においても同様に、難波宮に関連するとみられる飛鳥・奈良時代の遺構が随所で発見されている。また難波宮の南側には、中軸線の延長線上に「朱雀大路」の跡があり、その両側には四天王寺に至る間に900尺(約265メートル)間隔(もしくはその2分の1の間隔)の道路痕跡が残されていて、難波京の条坊の跡であると考えられている。近年、これに合致する位置に橋の跡が見つかり、条坊制による道路区画が施工されたことが確実視されるようになった。その周辺には飛鳥・奈良時代の寺院の跡も複数推定されており、古代都市難波京の様相もおぼろげながら推測することができる。



図51 図中㊨ 遺構表示と解説板
(新築建物位置を西側にずらして遺構を保存)



図52 図中㊦ 前期朝堂院南門柱位置の表示
(新築建物位置を南にずらして遺構を保存)

このような関連する諸遺構、もしくはその出土地についても、パンフレット、解説板等の作成、見学会や講演会の実施、博物館施設や区役所等の活動等を通して、市民に新たな情報を提供し、難波宮を中心とした飛鳥・奈良時代の大阪の姿を体験できる機会をつくる必要がある。

3 環境整備事業の実施

【現状】

以下に、これまでに実施した史跡指定地内の環境整備事業の内容を記す。

整備事業	事業期間	ブロック名	整備内容	
			対象	整備の概要
第1次	昭和46～50年度	南部ブロック	後期	大極殿・同後殿の基壇復元、大極殿院回廊表示
	昭和51～56年度		後期	朝堂院（東第一・二堂、西第一・二・三堂、西築地）表示
その他			灌漑用スプリンクラー設置、朝堂院内の排水工事	
昭和57～59年度			前期	朝堂院（西第二・三堂、回廊）表示（周囲にサザンカ生垣）、西八角形殿をパーゴラとして表示、
	その他		総合案内板の設置等	
昭和60～平成2年度	後期		朝堂院東築地、五間門および塀の表示	
	その他		植栽（上町筋沿い）、照明設備、給水設備、便所設置等	
平成3～9年度	前期		朝堂院（東および西第一・二・三堂）、東八角殿院回廊、朝堂院西外郭築地（いずれも周囲にサザンカ生垣）、朝堂院外側芝張り等	
	第3次		平成10年度	史跡全域
法円坂遺跡				法円坂遺跡建物復元（1棟）、その他は平面表示
平成12・13年度		前期	“難波大蔵”の高床倉庫建物を平面表示	
		その他	（西部ブロック遺構の）解説板設置、ウッドデッキの休息施設、敷地南・東面道路際に高木植栽、照明等の設置	

第1次整備事業

発掘調査の指導機関である難波宮址顕彰会専門委員会の委員の中から選出された整備計画小委員会（構成：浅野清、太田博太郎、榎本亀次郎、黒板昌夫、関野克、福山敏男、山根徳太郎）によって基本的な構想が検討され、次いでこの基本構想を具体化するために、昭和45年(1970)12月に、整備計画審議幹事会（構成：入江重悦、上田宏範、近藤公夫、佐藤泰、沢村仁、田代克己、直木孝次郎、中尾芳治、水野正好）が設置され、実施計画についての検討をおこなったうえで、翌46年度より同50年度まで、第1次整備事業として大極殿院の整備事業をおこなった。大極殿と後殿および軒廊の基壇を復元し、その周囲の回廊についても基壇状の高まりにより遺構の表示をするというものである。整備計

画の検討内容および概要は、『史跡難波宮跡—第一次環境整備事業概要—』（大阪市教育委員会1976）に記されている。

第2次整備事業

引き続き昭和51年度より、南部ブロックの大極殿院周辺の整備がおこなった。昭和56年(1981)10月には、新たに難波宮跡整備計画委員会(構成：浅野清、太田博太郎、岸俊男、関野



図53 大極殿基壇の復元を記念して舞楽の公演がおこなわれた。

克、坪井清足、直木孝次郎、福山敏男、森蘊、横山光雄)を設置し、前・後2時期の遺構表示のあり方、その手法などについて議論し、南部ブロックの朝堂院全体についての環境整備基本構想の検討をおこなった。また同委員会で検討された内容を具体化するために難波宮跡整備計画専門委員会(構成：井藤徹、近藤公夫、沢村仁、都出比呂志、中尾芳治、水野正好、森下元之、安井良三、安原啓示)が設置された。これら委員会の審議により決定された整備手法の概要は、『史跡難波宮跡—環境整備事業中間報告—』（大阪市教育委員会1984）にまとめられている。概要は以下のとおりである。前期難波宮の遺構は掘立柱構造であることから、建物の範囲を一段掘り窪め、表面を舗装するタイル等の色は赤を基調とする。後期は遺構の範囲を基壇状に盛り上げ、中心建物は瓦葺であったことから、舗装の色は瓦をイメージできる黒もしくは灰色を基調とするというものである。前期、後期ともに難波宮の歴史にとって同様に重要なものであるから、どちらかひとつだけを選ぶのではなく、両者を表示することとした。同一平面上に2時期の遺構を同時に表示することになるが、その際、表示方法を分けることにより、視覚的に両者を識別できるようにしたものである。

この基本的な考え方に基づき、昭和52年度以降第2次の南部ブロックの整備事業をおこなってきた。また西側の上町筋沿いには高木を配し、大極殿、朝堂院空間と道路部分との景観上の遮蔽を図り、また北側の中央大通・阪神高速道路沿いは西半分は同様に高木の植栽をおこなうが、一方中央部は道路北側にも内裏が広がることから植樹はせず、内裏空間の一体的な広がりを感じられるように配慮した。来園者の便宜を図って、便所、照明、排水設備等の設置、樹木の灌水用の給水設備の設置をおこなった。

第3次整備事業

平成10年度には、それまでは南部ブロックの整備がおこなわれるのみであったため、これの北側の北部ブロック、およびその西側の西部ブロックも含めた史跡全体の整備計画をまとめ、同12～13年度に、西部ブロックの整備事業をおこなった。この事業は建設省(当時)と文化庁の両者からの補助を受けて実施した。

このときの検討内容は、以下のとおりである。北部・南部・西部の3つのブロックごとに遺構と立



図54 前期遺構表示(西八角殿院南回廊)



図55 後期遺構表示(朝堂院西回廊)

地の特性をまとめ、それぞれに求められる機能を考慮し、それに必要な整備手法を検討したものである。概要は『難波宮跡公園整備基本計画』（大阪市建設局花と緑の推進本部1999）にまとめられている。

基本的な考え方は、南部ブロックは宮殿の中心部であり、朝堂院の広がりある空間を活かし、遺構表示は平面的なものとし、都心部にあるオープンスペースとして整備、活用する。北部ブロックは内裏という天皇の生活空間であったことから花木を配した憩いの空間とし、一方西半分の旧NHK大阪放送局敷地は3つのブロックと大阪城、大阪歴史博物館との結節点にあたることから、プロムナード的な機能を持たせ、難波宮跡の導入部としての整備を図る。西部ブロックは大阪歴史博物館およびNHK大阪放送会館の前庭空間的な機能と、周辺地区に勤務する人、大阪城への来訪者等がゆったりと

休息できる都市公園的な整備手法とし、また難波宮、法円坂遺跡の5世紀倉庫群の理解を得ることができるよう整備とする。

この計画に示された内容は、現在も難波宮跡の活用、整備の基本的な考え方とされている。

【課題】

昭和46年度以降、現在に至るまでおこなってきた難波宮跡の整備は主として平面的な遺構表示が中心であり、また都心部にあるオープンスペースとして中・高木の植栽を多く配し、大阪城公園から続く緑の空間を目指してきた。この遺構表示の手法は、従来より各地の官衙遺跡の整備手法として一般的に採用されてきたものであり、今後も難波宮跡整備手法の基本とするところである。一方で市の財政状況の悪化等の影響により、近年は環境整備事業としてのハード面の整備はあまりすすんでいない。大阪歴史博物館の入館者は、展示を観覧した後、難波宮跡に足を運ばずに大阪城公園等、他所に向かうというケースが少なくない。難波宮跡を会場としたイベントもここ数年は特定の催しにとどまっておき、新たな活用の拡大には至っていないといった現状もある。

このような認知度の伸び悩み等の現状を考慮すると、より多くの市民、来阪者に難波宮の存在をア



図57 西部ブロック整備状況(北より)

ピールできるようにすることが必要であり、そのためには新たな活用、整備の手法が望まれる。

4 運営体制

1) 現状と課題

難波宮跡の整備事業は、昭和46年(1971)の開始以来、大阪市教育委員会が中心となり、外部有識者による難波宮跡整備計画検討委員会の指導を受けて、大阪市建設局公園担当部局と共同で整備事業をおこなってきた。

その後、平成14年度以降は、それまで教育委員会がおこなってきた事業は市ゆとりとみどり振興局(現、経済戦略局)に移り、その後は3者が共同で難波宮跡の保存活用事業をすすめている。

平成26年度以降は、難波宮跡の整備活用事業は大阪府・市が共同で実施することとなり、両者により計画案の検討をすすめている。

このように難波宮跡の整備事業は実施主体が多部局に分散しているのが現状であり、計画策定から実施に至る諸過程に多くの時間等を要する状況にある。今後課題とするところである。

2)大阪歴史博物館との連携強化

大阪歴史博物館は大阪の都市としての歴史を展示するとともに、難波宮跡の遺跡博物館として建設された。10階の展示室からは史跡の全域が展望でき、建物の地下には前期難波宮の遺構が保存されている。展示室内の展示は大極殿の実寸大復元や模型などが中心であり、小中学生や海外からの来館者にも、難波宮の全体像をわかりやすく示している。

調査、研究を推進し、その成果を発信し、難波宮の存在を広く普及啓発するためには、大阪歴史博物館が中心となってこれらの事業をおこなうことが必要である。難波宮跡の史跡を屋外展示場として位置づけ、展示を始めとした館活動と一体的な関係をつくり、史跡を活用した活性化事業等の企画、実施等の検討が望まれる。

5 まとめ

以上、本章に述べた保存(保存管理)、活用、整備、運営体制について「史跡指定地内・外」と「現状・課題」に分けて、次頁の一覧表にまとめる。

		保存（保存管理）	活用	整備	運営体制
指定地内	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和39年、後期大極殿院地域ほかの史跡指定。その後6次にわたり追加指定。現在、史跡総面積は14万5千㎡余り。 ・大阪市により、購入、土地交換等の手法により、随時公有化を実施。 ・日常管理は大阪市がおこなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備のすすんでいる南部ブロックは、難波宮の歴史体験の場として、また市民の憩いの場として利用。また区民まつり等のイベント会場として活用。 ・西部ブロックは5世紀復元建物を活用した史跡公園として、大阪歴史博物館の屋外展示場として、また近隣通勤者等の憩いの場として活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和46年より環境整備事業開始。第1次として後期大極殿院の基壇復元等。第2次として南部ブロックの朝堂院とその周辺の整備をすすめる。現在も継続中。 ・平成10年度、『難波宮跡公園整備基本計画』を策定。 ・平成12・13年度に第3次として西部ブロックの整備完了。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保存、活用、整備等の事業を、当初は大阪市教育委員会が主体となり、建設局公園担当部局と共同で実施。その後、実施主体が市長部局文化担当部局にうつり、現在は3局で事業運営。 ・平成26年度以降、大阪府教育庁、都市整備部、府民文化部が検討に加わる。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地価が高額であるため、公有化に多額の費用を要し、未買収の敷地が残る。特に北部ブロックで顕著。 ・そのため、さらなる追加指定をすすめるににくい現状にある。 ・公開活用にあたって便益施設の老朽化の問題、解説板の記述内容の更新等が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪歴史博物館との連携が十分でなく、史跡の訪問者の増加に繋がっていない。 ・イベント等の活用については、近年の傾向として、特定の催しに留まり、新たな活用の拡大に至っていない。 ・西部ブロックは大阪城公園への来訪者の通路となっている。大阪城を含めた周辺文化財を紹介する情報発信の手法が望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北部ブロックおよび南部ブロックの南半分は整備未実施。 ・地表面に前・後期の遺構表示をおこなっているが、地上からは両者の違いを認識しにくい。 ・解説板等が十分でなく、難波宮の全体像が理解しにくい。 ・史跡が南・北・西の3つのブロックに分かれているため、全体像を理解しにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当が多部局に分かれているため、責任分担が明確でなく、また意思決定等に時間を要する。 ・発掘調査、保存、活用、整備、普及啓発等を一体的に担当する部署が望まれる。
指定地外	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定地周辺で、民間等による工事の事前調査として、難波宮関連の遺構が発見された場合、事業主に理解を求め、設計変更等により遺構を保存。 ・条件の整った箇所から、史跡の追加指定をおこなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構表示、解説板設置をおこなっている場合は、周辺住民に難波宮の全体像を理解する一助となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地表面に遺構表示（建物位置の表示）をおこない、解説板を設置しているところがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者が日常管理をおこなっている。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地が小面積の場合が多く、また範囲が分散していることから、全体の繋がり等を理解しにくい。 ・遺構保存のために敷地の利用が制限され、また維持管理に経費がかかることから、事業を進めることに対して理解を得にくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発が不十分であり、また敷地が分散していることから、見学会等に利用される機会が少ない。 ・個人所有の敷地であるから、市民が自由に出入りできない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構表示等をおこなうことは余分な出費となるため、事業主の理解を得にくい。円滑にすすめるためには行政からの補助が望まれる。 ・史跡中心部を含めた全体のマップやパンフレット等が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の経費負担等の理由により、所有者の理解を得にくい。

第6章 保存活用の基本方針(理念)

1 基本方針(理念)の検討

難波宮跡はわが国で最初の本格的な宮殿遺跡として、考古学、古代史上において極めて重要な位置を占めるものであり、国民的財産として将来に伝えていかなければならない。その立地する場所は大都市大阪市の中心部であり、このような場所に広い範囲の遺跡が保存されたことは全国的にも例がなく、他に誇りうることといえる。このような保存の歴史をもつ大規模遺跡が現代社会において有効に保存活用されるためには、史跡の「本質的価値」を正しく理解し、歴史を追体験する場であるとともに、都心部に残された緑地、オープンスペースとしての意義、機能、魅力に着目する必要がある。

発掘調査によって明らかにされた難波宮は、宮殿中心部に北より順に内裏、大極殿院、朝堂院を配し、南側に正門である「朱雀門」がある。現在史跡に指定されているのは、内裏、大極殿院、朝堂院を中心とした範囲である。その周囲には官衙の遺構が広がっており、部分的には宮殿の周囲を画する塀や回廊などの区画施設が検出されている。ただし、史跡指定地内にあっても未調査の範囲は多い。北部ブロックの内裏北半分や南部ブロックの朝堂院東方の追加指定範囲など、今後発掘調査を実施し、研究をすすめることで、多くの新たな事実が明らかになるものとおもわれる。また、指定地外においては、開発に伴って周囲に広がる遺構群の発掘調査もおこなわれている。難波宮の宮殿遺跡としての特徴、全体像を市民に理解してもらうためには、史跡指定地だけの整備では十分とは言えず、それらの調査の際には、調査、研究成果を市民に公開し、さらなる普及啓発を図ることが必要である。

史跡の保存活用は、史跡であることを第一の要件とし、歴史的要素(史跡の本質的価値)をわかりやすく市民に示すための整備と、都市公園としての快適性、機能性等を融合させた歴史公園とすることを基本方針とする。一方、その周辺に広がる官衙地区についても保存と活用が講じられることにより、難波宮の全体像を正しく、かつわかりやすく市民に示すことができる。これらを有効に連携させた保存活用計画を策定することは、今後の都心部における大規模遺跡の保存活用のあり方についてひとつのモデルを示すものといえる。また、古代以来の歴史をもつ大都市大阪の歴史、文化のシンボルとして、それにふさわしい風格と魅力づくりのための中心的事業であり、市民のコミュニティの核として、さらに大阪城と一体化した大阪の歴史を体現できる歴史公園として、観光振興の中核施設ともなるものである。

2 保存活用の基本方針(理念)

上記の難波宮跡のもつ特性に着目し、保存活用のため基本となる理念を示す。

1. 本質的価値を構成する要素、およびこれに準じる要素を保存し、将来へ向けて継承する。
2. 難波宮跡の調査、研究を継続し、その成果を積極的に情報発信し、大阪のシンボルとして、市民が保存、継承していく意識の醸成に努める。
3. 史跡指定地周囲の難波宮跡遺構が存在する土地の史跡追加指定をおこない、これらを含めた保存活用に努める。
4. 史跡であることを最大の特徴とした歴史公園として、「本質的価値」を市民が正しく理解できるものとする。
5. 大阪城公園と一体化した活用、整備をすすめ、大阪の古代から中世、近世および近代に至る歴史を追体験できる歴史公園とする。
6. 学校教育、生涯学習等における活用を図り、大阪の歴史を学ぶ場として活用するとともに、難波宮跡の普及啓発を図る。
7. 大阪の歴史のシンボルとして、市民のコミュニティの核としての活用を図り、また集客、観光に対応できる手法の検討をおこなう。